官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四四）　一
〔規　則〕
○公正取引委員会の審査に関する規則等の一部を改正する規則（公正取引委二）　三
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二一二）　四
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁九）　一〇
〔その他告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁一六）　一二
○銀行法第五十五条第三項の規定により銀行持株会社に係る認可がその効力を失った件（同一七）　二
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務一九一）　三
○社会生活基本調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（同一九二）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業五九）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第二号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（同六〇）　三
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年普及指導員資格試験の実施（農林水産省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三三
裁判所
破産、免責、再生関係　四二
特殊法人等
企業年金基金変更、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社）、日本弁護士連合会懲戒処分関係　七三
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　一四五
会社その他
会社決算公告　一五九

省令

○経済産業省令第四十四号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「筆記試験」の下に「又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験」を加える。